

【令和８年第１回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和８年３月１８日 文教委員長 加藤 孝明

○「議案第１１号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊国の歩合制の制度設計における各施設での安定的な運営の見通しについて

令和８年度から乳児等通園支援事業により子どもを受け入れた場合における子ども一人に対する１時間当たりの給付単価が改善されるものの、現行の子ども一人当たりの単価設定のみでは事業継続に関する収支の見通しを立てることが困難であると認識していることから、各施設で安定的な事業運営ができるよう国へ要望しているところである。

＊市の独自基準を設定しない理由について

国が示している利用時間、単価及び職員配置等の基準は保育の質の低下につながるものではないと認識しており、国の基準で事業を実施する中で利用者及び事業者の意見を聴取し、今後の在り方について検討していきたい。

＊乳児等通園支援事業の実施施設について

認可保育所及び地域型保育事業所のほか、認定保育園、幼稚園及び認定こども園等で実施する。

《意見》

＊利用者の声を聴く姿勢は評価するが、現行の国基準による事業実施は、既に多忙である保育士の負担を増加させるおそれがあることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１２号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊主務保育教諭の設置に伴う認定こども園の職員配置への影響について

主務保育教諭の配置は必須ではなく、園の実情に応じ必要と認めた場合に配置するため、職員配置上の支障はないと認識している。

《意見》

＊主務保育教諭の新設は保育教諭の間に階層化と分断を生じさせるおそれがあることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１３号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 乳児及び幼児ごとの利用定員の区分を廃止することに伴う保育の質の担保について

条例改正後は乳幼児を合計した人数で定員を設定することとなり、今後においても保育の質を担保するため、乳児等通園支援事業を実施する施設を認可する際に事業者から提出される事業計画書により、乳幼児の年齢に応じて規定されている施設面積及び職員配置の基準への適合状況について確認する。

《意見》

- * 国の規定する乳児等通園支援事業の現行基準に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第３１号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * 物価変動に基づく契約金額改定において参考としている指標について

電気及びガス料金については日本銀行調査統計局が算出している指標、水道・下水道使用料金は本市が算出している指標、サービス購入料Ｃについては厚生労働省が算出する指標を参考としている。

- * 本契約における物価変動等のリスクへの対応状況について

物価変動等への対応のため、令和５年度に契約金額の変更を行ったところである。

《意見》

- * 本契約の契約期間は長期にわたることから、物価変動等のリスクを鑑み、適切に対応できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第３２号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 指定管理者制度により当該施設を運営する理由について

一定の競争性を確保した上で民間事業者の持つノウハウを活用するため導入している。

- * 次期指定管理予定者の代表者の略歴について

次期指定管理予定者である川崎市文化財団グループの代表者は、本市において市民文化局長を務めた経歴を有する元市職員である。

- * 川崎市文化財団に在籍している市職員ＯＢの人数及びアートセンター館長の前職について

市が発行している出資法人の現況資料によると、市職員ＯＢの人数は１２名であり、アートセンター館長も元市職員である。

*** 文化財団グループが運営している指定管理施設等について**

東海道川崎宿交流館、ミューザ川崎シンフォニーホール、新百合トウェンティワンホール及び川崎浮世絵ギャラリー等である。

*** 文化財団グループの収入における市の財政支出の割合について**

約60パーセントである。

*** 次期指定管理予定者における民間事業者としての創意工夫の有無について**

選定評価委員会において民間事業者としての能力等を含め評価されたものと認識している。

*** 文化財団グループが次期指定管理予定者として選定された理由について**

選定評価委員会において、事業計画の具体性、地域団体との連携及び現在のアートセンターの事業が有する課題に対する提案等の項目において、他の事業者との評価点の差が生じたものと認識している。

*** 文化財団グループにおける専門性の担保について**

昭和音楽大学グループや株式会社プレルオーディオ等、劇場及び舞台の専門性を有した事業者が在籍している。

*** 選定評価委員会において劇場のブランド化に関する言及が無かった理由について**

アートセンターの劇場は、文化芸術を親しむ者、これからプロを目指す者などの若手育成の要素を含んでおり、新百合ヶ丘における文化芸術の継承及び発展の観点を基に審査していたことから、ブランド化への言及がなかったものと認識している。

*** 川崎市アートセンターにおける今年度の収支見込み及び来館者数について**

経営改善の取組により、今年度は収支が黒字となる見通しで、来館者数についても前年比増を見込んでいる。

*** 想定を超える物価変動が生じた場合における対応について**

人件費、物価等が上昇した場合、指定管理者が負担することとなっているが、想定を超える急激な物価変動が生じた場合は、本市の所管課及び関係部署並びに指定管理者により協議していくものと認識している。

*** アートセンター内の工事に伴う劇場の閉館に関する利用者への周知について**

工事を開始する約1年半前からホームページ及び来館時の案内により利用団体等へ周知した。

*** 次期指定管理予定者へ期待する役割及び本市との連携について**

本市の文化行政に関する市民ニーズを的確に把握し、文化の持つ価値を正しく理解した上で、市と意思疎通を図りながら市民サービスをより良くしていくことができるよう一丸となって取り組んでいきたい。

《意見》

*** 施設利用率の向上に向け選定評価委員会において劇場のブランド化に関する視点を取り入れてほしい。**

*** 急激な物価変動等に対応するため、指定管理者制度における賃金スライド制度を導入してほしい。**

*** 指定管理者が管理する施設において、音響及び照明等の設備を適時適切に改修し**

てほしい。

* アートセンターの広報に関して、市政だより電子版の導入を検討してほしい。

* アートセンター事業において、市内に限らず近隣他都市の音楽団体及び若手アーティスト等との連携を検討してほしい。

* 賃金上昇等により職員の採用が困難になりつつあることから、若手人材の育成等を含め今後の対応を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 38 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」

《意見》

* 民間活用事業の実施に当たっては、物価変動が生じた場合における本市及び事業者の費用負担の在り方について検証してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 39 号 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 運営事業者の財務状況の把握について

毎年運営事業者の財務状況に関するモニタリングを実施し、財務健全性を確認している。

* 運営に係る事業費の詳細な把握状況について

電気代、人件費等の詳細な執行金額の内訳までは把握していない。

* 物価変動に伴う契約金額の調整について

本事業の契約は物価指数に応じて物価変動を適切に反映した金額を事業者へ支払うものであるが、想定を超える変動が生じた場合は本市と事業者において協議するものと認識している。

《意見》

* 物価変動が生じた場合における本市及び事業者の費用負担の在り方について検証してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 40 号 （仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 41 号 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

ついて」

《意見》

- * 給食の分量について、児童一人一人の要望に応じて適切に調整した上で提供してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４３号 訴えの提起について」

《主な質疑・答弁等》

- * 支払督促を実施する対象者の選定について

複数年度において継続して滞納がある世帯を対象とし、滞納額、滞納期間及び対象世帯の経済状況等を考慮して２２世帯を選定した。なお、生活保護受給世帯及び就学援助世帯等の客観的に資力を有していないと判断される世帯については対象外とした。

- * 滞納世帯へ向けた生活保護制度等の案内について

福祉の専門部署ではないため詳細な案内は困難であるものの、対面の納付相談時において、必要に応じて福祉窓口への相談を呼びかけている。

《意見》

- * 給食費を滞納している世帯の納付相談時において、相談者に寄り添いながら、必要に応じて福祉窓口を案内してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４４号 調停の申立てについて」

《主な質疑・答弁等》

- * 事案の発生に伴い生じた費用について

当初、排水溝を設置する工事として１４８万５，０００円で契約したものであるが、工事中に事故が発生し、復旧費用として１，２１０万円を要した。

- * 本来であれば事業者が復旧工事を行うところ、市が復旧工事を行った理由について

市民の安全を最優先に考え、また来庁者に不便をかけないように早急に工事を実施した。

- * 事故発生の原因について

区役所職員において庁舎構造の理解が不足していたほか、区役所職員及び施工業者の双方において図面と現場の確認が不十分であったことが原因であると認識している。今後は庁舎構造を正確に把握し、庁内において十分に確認と調整を重ねた上で工事の発注を進めていきたい。

- * 本工事における最終決裁者について

宮前区役所まちづくり推進部総務課長である。

- * 本工事における区役所職員の立会いについて

事前に施工業者及び担当職員が複数回打合せをしていたため、当日作業に立ち会った職員はいない。

*** 復旧工事完了後における損傷箇所の構造強度について**

安全性に問題がないようにまちづくり局に緊急工事の実施を依頼しており、事案発生前と同等以上の強度があるものと認識している。

*** 全庁的な再発防止策について**

課長、係長及び担当職員において現場、資料及び図面等の確認を徹底するほか、本市で活用している既存のチェックリストに確認項目を追加し、各区へ共有を図っていききたい。

*** 再発防止の取組を持続的に継続する体制づくりについて**

市民文化局で設置している全区役所の担当者が集まる会議において、本事案の再発防止を含め、様々な情報共有を図っていききたい。

*** 調停における市としての譲れないラインについて**

今後、裁判所から示される内容を踏まえ、関係局等と相談しながら最終的に判断していくものと考えている。現時点での発言は差し控えたい。

*** 調停における本委員会の審議内容の取扱いについて**

本委員会の記録は公文書として、今後の裁判へ影響を与えるものであると認識している。

*** 適正な業者選定に向けた対応について**

市が発注者として、庁内の関係部署と情報共有を図りながら適正な事業者の選定に向け、十分に精査していききたい。

《意見》

*** 再発防止に向けて全庁で情報共有を図ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願」

《請願の要旨》

玉川地区には、市街地側と多摩川堤防側に階段や手すりが整備されている場所（中原区中丸子687-17付近）がある一方で、信号機が未整備であり、多摩川への安全なアクセスが困難となっていることから、信号機の早期整備を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

請願箇所は、幸区方面から高津区方面へ向かって延びる主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）上の道路である。

主要地方道幸多摩線は片側1車線の平坦な道路であり、交通規制として、最高速度を時速40キロメートルに指定しており、駐車禁止及び追越し禁止である。当該箇所付近には、高津区方面へ約280メートルの位置に中丸子交差点が、また、幸区方面へ約420メートルの位置にガス橋交差点があり、両交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

当該箇所の交通量に関し、令和7年12月12日（金）及び20日（土）の午前

7時から午後7時までの12時間において、本市職員が交通量調査を実施したところ、12月12日（金）における直進車両通行台数は1万1,284台、横断歩行者数は18人であり、車両交通量のピークは午後5時台の1,077台、横断歩行者のピークは午前7時台の3人であった。また、12月20日（土）における直進車両通行台数は1万1,217台、横断歩行者数は25人であり、車両交通量のピークは午後3時台の998台、横断歩行者のピークは午前7時台の8人であった。

主要地方道幸多摩線は、片側1車線の幅員約6.5メートルの車道の両側に幅員約0.6から0.7メートルの路側帯が設けられている。

信号機設置について、本市に権限はないため、信号機設置の所管である中原警察署に検討を依頼したところ、当該箇所への信号機設置の必要性は低く、適さないと考えられるとのことであった。理由として、主要地方道幸多摩線は多くの車両交通量が認められる一方、当該箇所については横断する需要が多いとは認められないこと、歩行者滞留スペースが十分でないこと、南方の位置に設けられたガス橋交差点を始め、随所に信号機が設置されていること及び信号機の増加により車両交通の円滑性や速達性が損なわれること等が挙げられた。

また、信号機設置などの交通規制の権限は神奈川県公安委員会にあり、その事務は警察が行っていることから、今後、本市としては、地域住民から寄せられる要望を神奈川県警察へ伝えていくほか、道路管理者として当該箇所を横断する歩行者の安全対策について検討していく予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 当該箇所における国及び本市の土地所有権について

国が管理する河川区域であり、本市は国に対して兼用工作物として占用許可の申請を行い、道路管理者として管理している。

* 当該箇所に信号機を設置する場合に必要な国との協議事項について

歩行者滞留スペースを確保するため、国が管理している多摩川土手の掘削作業等に関する協議が必要となることが想定される。

* 同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線の状況について

本市の調査において、主要地方道幸多摩線で約100か所の横断動線を確認している。約100か所中、約60か所において横断歩道が設置されており、そのうち、約45か所で信号機が設置され、約15か所では未設置となっている。また、横断歩道が設置されていない約40か所の横断動線のうち、約10か所で路面標示等により安全対策を講じている。

* 安全対策を講じていない横断動線における事故の発生状況及び対応について

対策を講じていない約30か所における事故の発生状況については調査していないが、看板の設置及び路面標示の整備等を検討している。

* 災害時における多摩川河川敷の活用の想定について

多摩川河川敷は広域避難場所として位置付けられており、地震発生時における災害復旧のためのオープンスペース等として活用することを想定している。

* 信号機設置に関する道路横断者数の基準について

警察庁が規定する信号機設置の指針において、道路横断者数に関する基準は

示されていない。

*** 当該箇所の車道幅員に関する信号機設置基準の適合状況について**

信号機設置の条件の一つとして、自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員を確保することと定められており、当該箇所は上下線とも車線があることから条件を満たしていると考えられる。

*** 信号機を設置する場合における歩行者滞留スペースの整備について**

当該箇所の市街地側はスロープを通じて市道と接続していることから、道路管理者である本市が歩行者滞留スペースを整備することになる。その際、擁壁の改良が必要となり、近隣住民の所有する自動車の出入りに支障を来すおそれがあることから、住民との協議が必要となる。

*** 事故防止に向けた看板等の設置について**

中原区内において横断歩行者の注意を促す黄色い看板を約15か所で設置しており、当該箇所においては、道路照明柱等への看板設置について検討したい。

*** 横断歩道の設置基準について**

警察庁が規定する交通規制基準に基づき、単路については、原則として車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所、又は信号機が設置されている場所に設置するものとされている。

*** 横断歩道の設置可否について**

管轄する中原警察署により、横断歩行者が少ないこと、また、当該箇所の車両の実勢速度が速いため、横断歩道を設置した場合に交通事故を発生させる可能性を高めるおそれがあることから、設置は困難であるとの見解が示されている。

*** 本市による交通量調査を日曜日に実施しなかった理由について**

交通量調査の実施に当たっては、一定程度の職員体制及び勤務状況等を勘案する必要があり、調整の結果、今回の調査では金曜日及び土曜日に調査した。

*** 中原警察署が実施した交通量調査の曜日について**

中原警察署が平日と休日に区分して調査したことを確認したが、詳細な曜日については確認できていない。

*** 信号機及び横断歩道の設置に関する県警への要望について**

地域住民の要望及び本委員会における審査経過に関して、今後、県警へ伝達する予定である。

《意見》

*** 県警との信号機の設置に向けた協議と併せ、道路管理者である本市として実施可能な歩行者安全対策を検討してほしい。**

*** 多摩川河川敷は広い緑地を有し、多くの市民に親しまれていることから、安全に河川敷へアクセスすることができるよう対策を講じてほしい。**

*** 広域避難場所として位置付けられている多摩川河川敷へのアクセス確保の観点からも、多摩川へのアクセス向上に向けた安全対策を進めてほしい。**

*** 当該箇所と同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線について、事故の発生率等を調査し、検証した上で対策を講じてほしい。**

* 主要地方道幸多摩線は重要な物流道路であることから、当該箇所を走行するトラックドライバー及びトラック協会の意見を聴いてほしい。

* 歩行者の安全対策は人命に関わる重要施策であることから、十分に予算を充ててほしい。

《取り扱い》

- ・ 地域住民から信号機の設置を求める意見が多数寄せられていることを本市から県警へ伝達するとともに、多摩川へのアクセス整備及び県警と連携した安全対策を実施すべきであり、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 市内では同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線が多数あり、個別の問題として捉えず、沿線全体を把握した上で総合的な対策を進めるべきであり、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択